

## 令和5年度岐阜県美術館展示室等の利用に関する懇話会要旨

- 1 日時：令和5年7月4日（火） 13：30～14：45
- 2 場所：岐阜県美術館 特別応接室
- 3 出席者：【委員】高橋座長、臼井委員、傍島委員、宮川委員、村上委員、山本(真)委員、山本(政)委員  
 【県】小野副館長、正村副館長、竹内課長、水上係長、星野主査

### 4 議題

- (1) 令和6年度県民ギャラリー利用団体募集結果及び許可団体について
- (2) 優先順位について
- (3) 開催日程の決定方法について
- (4) 今後の県民ギャラリー利用団体募集要件について
- (5) 岐阜県美術館展示室等の利用に関する許可基準の一部改正について

### 5 議事要旨

- (1) 令和6年度県民ギャラリー利用団体募集結果及び許可団体について
- (2) 優先順位について

委員	すべてくじ引きで決めるのか。
事務局	まずは優先順位の高い順番に希望日を当てはめていく。同じ優先順位で日程が重複する場合は、調整会議で話し合い、それでも決まらなければ抽選となる。
委員	当選するのは何団体か。
事務局	すべての団体が展示できる予定。日程の枠は十分空いている。
委員	展示を辞退する場合もあるのか。
事務局	ぎふ美術展やAAICの展示で県民ギャラリーが使えない時期があるので、その時期にどうしても展示をやりたいという団体が辞退されたことはある。毎年同じ時期にやりたいという要望はある。
委員	来年は国民文化祭があるが、例年より展示できる日数は少ないのか。
事務局	国民文化祭の時期は美術館の企画展を開催しており、県民ギャラリーは使うことができる。県民ギャラリーが使えないのは高等学校総合文化祭の時期だが、例年と比べて展示できる期間が極端に短いわけではない。
座長	講演会と記載のある団体があるが、講堂を使うのか。
事務局	講堂を使う場合もあれば、展示室内で実施する場合もある。
委員	県民ギャラリーを使わなくても、講演等だけのために講堂を借りることはできるのか。また、多目的ホールでイベントをできるのか。
事務局	講堂、多目的ホールはそれぞれについて利用はできるが、多目的ホールはオープンスペースのため、厳しい基準で運用している。今回の懇話会で利用基準改正についてお諮りする。

### (3) 開催日程の決定方法について

座長	優先順位でまずあてはめ、重複すれば話し合い、抽選というやり方と理解した。フェアな決め方と言えるのではないのか。
委員	どの団体も希望せず、展示のない期間はあるのか。その場合は、話し合いで希望展示期間を移動することもできるのか。
事務局	調整会議の際に、空いている期間をすべてお示しして話し合っていたら。

座長 事務局	過去の実績で平成28年度の展示日数が427日なのはなぜか。365日を超えているが、延べ日数のため。
座長 事務局	重複している団体の優先順位同じ扱いになるのか。入りきらなかったところはみな横並びか。 残っている団体はすべて同じ優先順位となる。

#### (4) 今後の県民ギャラリー利用団体募集要件について

座長 事務局	次の年度に各団体に示すものということによいか。 そうです。
座長 事務局	これまでの要件と明確な違いはあるか。 令和6年度と同じ要件に設定している。
委員 事務局	希望団体数が少なくなっている。これまでの募集に何か原因があるのか。 要因として、ぎふ美術展、AAIC等の展示が考えられる。それらによって2年から3年に1回県民ギャラリーが長期間貸出できなくなるため、その時期にどうしても展示したいという団体は別の場所に移動している。もう一つの要因としては、コロナで多くの団体が解散している。全国的に県民ギャラリーの利用は減る傾向にある。
委員 座長	空きがあるということだが、一般の芸術活動グループの活力が減っているのか。 芸術系大学を出ても、団体に属しない人が増えている。社会全体にそういった動きがあるのではないか。文化を支援していくという意味では県民ギャラリーのような場所は自由度を求められているのではないか。若い人の要望に応えきれていない。どこまで柔軟に対応でき、要望に応えられるかがこれからの美術館の課題。
委員	将来的にアトリエを使う、個人でも使えるようにするなど、若い人が発表できるよう門戸の開放を提案したい。あまりがんじがらめにせず、新しいことに挑戦してほしい。
座長	個展はNGとなっているが、ギャラリーにどうしても空きがあるのであれば、若者を対象に募集をし、選定をして安価で展示を支援するということもできるのでは。選定は難しいが、今のままだと高齢化し、縮小に向かっている。今後減少が顕著であれば若者支援の枠を設置することも考えられるのでは。

#### (5) 「岐阜県美術館の利用に関する取扱要綱」の一部改正について

座長 事務局	これまで多目的ホール、野外展示場の使用でトラブルの発生はあるのか。 多目的ホール利用の希望を頂いたことは何度かある。オープンスペースのため美術館の佇まいそのものに関わる。館として、その時の展示との一体性、連携性を考えてほとんどお断りしている。現在の要綱の記述が現実の取り扱いと合致していない部分があるため、館としての取り扱いを示したい。
座長 事務局	多目的ホールはコーヒースタンドがあり、一般の方は現実には使いにくいのでは。 必ずしも使い勝手はよくないが、雰囲気の良い場所であるため、ぜひ使いたいという声は多い。レストランがない当館にとっては貴重な休憩スペースでもある。
座長	県民ギャラリーを利用した団体がプラスアルファで利用するという事は起こりえるのでは。そういう場合は利用できるのか。
事務局 座長	全体として館の事業と連携していると位置づけることができれば、実現できる。 多目的ホール単体としての利用は現実的ではないが、全く使えないということではない。状況に応じて、展示と連携したものを提案されれば、検討するという事か。

事務局	内容による。
委員	多目的ホールはとても環境が良い。音の響きもよく、人が集まってくる。一方で静かに鑑賞したい人もいる。多目的ホールについて規制の中に明示するのは大切なこと。
座長	その他ご意見はありませんか。原案どおりということをお願いします。